

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月19日

香川県立東山魁夷せとうち美術館
館長 増田昭宏

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県立東山魁夷せとうち美術館清掃業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本公告による契約は、本件契約に係る歳入歳出予算が香川県議会において可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに契約の効力が生ずるものである。

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月17日午後3時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：higasiyamakaii@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年2月19日(木)から令和8年3月3日(火)まで(休館日を除く午前9時~午後5時)

郵便番号 762-0066

香川県坂出市沙弥島字南通224-13

香川県立東山魁夷せとうち美術館 総務担当

電話番号: 0877-44-1333

FAX: 0877-44-0220

メールアドレス: higasiyamakaii@pref.kagawa.lg.jp

なお、電子メールで入札説明書等の交付を希望する者は、添付の交付申請書により電子メールで申請すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月4日(水)午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月5日(木)午後5時までに質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX(メール)で送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月17日(火)午後3時

(2) 開札の日時

令和8年3月17日(火)午後4時

(3) 開札の場所

香川県立東山魁夷せとうち美術館

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月6日(金)午後3時までに「入札保証金・契約保証金減免申請書」を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月11日(水)までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次

に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に示した委託業務を、当該委託業務の実施計画書等により、入札説明書又は仕様書で指定する内容どおり確実に実施することができることを証明した者であること。
- (6) 香川県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 本店、支店又は営業所に従業員が常駐し、東山魁夷せとうち美術館担当者からの臨時清掃依頼等への対応が1時間以内に可能であるなど、適切かつ迅速に委託業務を履行しうる体制が整備されていることを証明したものであること。
- (8) 令和5年4月1日以降に、国の行政機関等又は地方公共団体の施設で、同様の施設（本業務と同規模の施設又は庁舎等に限る。）における清掃業務受託実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2により都道府県知事の登録を受けている者であること（清掃業。建築物総合管理業を含む）。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)から(10)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月6日（金）午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月11日（水）までに電子入札システムにより通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、16（3）により入札の効力が生じた初日をもって契約の締結をしなければならず、

この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じるものとする。